いただきへの、はじまり 富士市

Q 消防団とは何ですか?

富士市消防団は、消防本部・消防署と同様 に市の消防機関です。「自らの地域は自ら で守る」という精神に基づき、普段は様々な 仕事に就いている住民が非常勤特別職の 地方公務員として災害などに対応します。

富士市消防本部 約300人

常勤の地方公務員

機能別団員(学生)



富士市消防団

約800人

非常勤特別職の地方公務員

Q 機能別消防団員とは何ですか?

本 応急手当の普及活動、火災予防の啓発活動、団員確保のPRなどを行う消防団員です。 火災出動などの災害対応は行いません。

Q どんな人が対象ですか?

A 年齢18歳以上で、かつ富士市の区域に居住する学生または通学する学生です。女性でも大歓迎です。

Q 待遇などはどうなっていますか?

A 年額報酬が支給されるほか、決められた活動(普通救命講習、団員確保のPR活動等)に対しても出動手当が支給されます。また、活動中に怪我などをした場合には公務災害補償の対象となります。















消防団員。はじめてみませんか